

第 58 回 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会 議 事 録

(開催要領)

1 日 時 平成 23 年 10 月 5 日 (水) 15 : 00 ~ 17 : 00

2 場 所 永田町合同庁舎第一共用会議室

3 出席者

会長	辻村 みよ子	東北大学大学院教授
委員	阿部 裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	小木曾 綾	中央大学大学院教授
同	木村 光江	首都大学東京教授
同	種部 恭子	女性クリニックWe 富山院長
同	根本 崇	野田市長
同	原 健一	佐賀県DV総合対策センター所長
同	番 敦子	弁護士
同	平川 和子	東京フェミニストセラピーセンター所長
同	森田 展彰	筑波大学大学院准教授

(議事次第)

1 開会

2 専門調査会委員等からのヒアリング及び意見交換

(1) 警察庁「警察における性犯罪被害者支援について」

(2) 平川和子委員「民間支援団体における性暴力被害者への総合的支援について」

3 閉会

(配布資料)

1 「警察における性犯罪被害者支援について」(警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 滝澤 依子氏)

2 「民間支援団体における性暴力被害者への総合的支援について」(東京フェミニストセラピーセンター所長 平川 和子氏)

3 第 57 回「女性に対する暴力に関する専門調査会」議事録

(議事録)

○辻村会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第 58 回の「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催させていただきます。

本日は、最初に、現メンバーでの委員が任命され、現在の体制になりましてから、初めて根本委員が御出席でございます。これまでお忙しくていらっしやいましたけれども、一言、皆さんにご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○根本委員 野田市長の根本でございます。会議が何回も開かれているのを承知していたのでござい

ますが、どうも3月以降は、東北の被害ほどひどくはないですが、ホットスポットということでの大騒ぎがございまして、あとは議会中と重なるケースが非常に多かったということがございまして、だいぶ長らく休んでしまっておりました。お詫びを申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○辻村会長 どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

また、本日は、男女共同参画局の推進課長が10月に交代しております。新しい推進課長であります小林課長から、一言、ご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○小林課長 御紹介いただきました推進課長の小林でございます。

私は昔、今の男女共同参画局の前身の男女共同参画室というところに在籍したことがございまして、かれこれ18年前でございますけれども、久しぶりに戻ってまいりまして、男女共同参画の関係は人も予算も仕事もだいぶ増えているなと思って、驚いた次第でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題でございますけれども、本日は、警察庁及び専門調査会の委員の方1名から、それぞれの取組と課題について御説明いただきまして、意見交換を行うことになっております。

それでは、最初に、「警察における性犯罪被害者支援について」というテーマで、警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長の滝澤様からお願いいたします。時間の関係で、40分以内ということで考えておりますので、御説明くださいますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○滝澤犯罪被害者支援室長 警察庁犯罪被害者室長の滝澤と申します。本日は御説明の機会をちょうだいいたしまして、まことにありがとうございます。

お手元の資料1ということで、パワーポイントを印刷したものでございますが、配らせていただいております。こちらに基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

警察庁の犯罪被害者支援室は、警察の犯罪被害者支援全体について取りまとめるということで行っておりますけれども、実際には、被害者に配意した捜査の推進ということについては刑事局などの担当部局が担当しているところもございますし、被害者が被害に遭わないような形でどういう取り組みを進めていくのかということについては、生活安全局の方で担当しているということでございまして、警察庁全体、かかわりが深いところだと思っております。その中で本日は、「犯罪被害者支援に関して」ということで、全体像ではないかもしれませんが、御説明を申し上げたいと思います。

性犯罪被害者支援ですけれども、前段ということで、警察における被害者支援全般について頭で申し上げまして、その上で御説明を申し上げるようにしたいと思っております。

3ページの「経緯」ということでございます。警察の犯罪被害者支援でございますけれども、犯罪被害者等給付金支給法を制定するところから実際には始まってきているということであります。勿論、これ以前にも被害者の方々と向き合う仕事でございますので、取り組んではいたということではありますけれども、法律としてはこれが初めてできたということであります。こちらは、三菱重工ビル爆破事件が昭和49年にございまして、これを契機といたしまして、どこからも補償を得られないような方について対応していく必要があるということでできた法律でございます。

その後、平成8年から「包括的、組織的な被害者支援の開始」となっています。昭和55年に犯罪被害者等給付金支給法ができて、一定程度の経済的支援ということについては一歩踏み出していたところでもありますけれども、包括的な被害者支援、精神的な支援、いろいろな手続面の支援ということまで至っていなかったという反省もございまして、警察庁の方で被害者対策要綱を作成いたしております。これは部内の通達でございますけれども、非常に注目されたものの一つであろうというふうに考えております。被害者への情報提供、精神的被害の回復への支援等々について取り組むということ、部内の規範として定めたものでございます。

その後、犯罪捜査規範と言いまして、捜査員が捜査を進める上できちんと心得ておかなくてはいけない規範として国家公安委員会規則として定められているものでございますが、これも改正をいたしまして、被害者に対する配慮や情報提供を捜査員が行わなくてはいけないことであるということを規定いたしましたものでございます。

平成 13 年に、被害者支援を一層充実させるということで、それまで給付金支給法という名前でしたが、給付金の支給等に関する法律と改正し、給付金制度を拡充するとともに、「警察本部長による犯罪被害者等に対する援助の実施に関する指針」というものをつくりまして、それぞれの都道府県警察が一体として被害者支援に当たるにはどうすべきかということの指針を定めております。また、犯罪被害者等の早期援助団体という仕組みを設けまして、そういった団体の方々には早期の段階で警察の方から情報をお知らせして、早めに被害者の方に直接支援に入ってきていただくことができるような仕組みをつくったところでございます。

その後、平成 16 年に犯罪被害者等基本法が成立しております。これは、さまざまな被害者の方々の御努力が実ったものの一つでございますけれども、平成 17 年からは、これを踏まえた形で第 1 次犯罪被害者等基本計画もスタートしたところでございます。

犯罪被害者等基本法について若干申し上げますと、国の義務等々を定めるとともに、施策を進める体制といたしましては、内閣官房長官を会長といたします「犯罪被害者等施策推進会議」というものが設けられております。こちら内閣府の方で事務をとっておられますけれども、こちらの推進会議を中心といたしまして基本計画等を定めて、国全体、そして社会全体として進めていこうというのがこの基本法であります。第 1 次が平成 17 年に始まりましたので、現在、既に第 2 次ということになっておりまして、本年 4 月からは、第 2 次犯罪被害者等基本計画が推進されているところでございます。

基本法を踏まえまして更なる充実ということで、平成 20 年には給付金の支給等に関する法律を、更に題名を変えまして、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」ということで改正をいたしたところでございます。給付の内容も更に充実するというところで改正をいたしました。

また、警察の予算で行っているものと言いまして、緊急避妊等に要する費用の公費負担を始めるということでございますとか、診断書料等についても公的負担を始めるということも行っているところでございます。その他、民間団体との連携を更に強化する、あるいは国民の意識を更に高めていただくということで、広報啓発活動の推進にも取り組んでいるところでございます。

4 ページをごらんいただければと存じます。犯罪被害給付制度を概要だけ申し上げさせていただきたいと思います。犯罪被害者の方も、どのような場面でこういった被害に遭われるかは様々です。例えば仕事上の被害ということになりますと、労災からお金が支給されるということがございますけれども、そういった形での援助あるいは給付が何もない場合、非常に不当で理不尽な被害に遭って経済的な負担だけが残ってしまうということは、やはり社会として看過できないということもございまして、国が社会連帯共助の精神に基づいて支給をするということで行っているものでございます。

3 つの分類がございまして、重傷病給付金、障害給付金、遺族給付金ということになっております。重傷病給付金と申しますのは、医療費等で自己負担された額と休業損害を考慮した額ということで、お仕事をやむを得ず休まなくてはならなかった場合を計算いたしまして、お支払いをしているものでございます。障害給付金は、心身に障害が残られた場合にその等級に応じた形での給付金をお支払いするということになっております。遺族給付金については、亡くなられた方の御遺族に対してということになりますけれども、被害者がどういう形で御家族の経済を支えていらっしゃったかということなども含めて勘案いたしまして、給付金をお支払いするということになっております。

平成 22 年度中は、534 人の方に対して大体 13 億円の給付金をお支払いしているということでござ

います。若干、付言させていただければと思いますけれども、重傷病給付金につきましても、障害給付金につきましても、精神的な被害も勘案することになっております。例えば重傷病給付金については、3日以上勤務に服することができない程度の症状が出た方で、1か月以上の療養を要した場合について、重傷病給付金を、実際に医療機関等にお支払いされた額に相当する額ということでお支払いをしております。障害給付金についても、例えば PTSD などの障害が残られた場合については、それに応じて給付金をお支払いすることになっております。

5 ページをごらんください。「被害者の手引の作成・配布」を行っております。事件・事故がございましたと、やはり警察が一番最初に被害者方に接することが多いですので、そういった被害者の方々は、特に最初の段階では、仮に説明したとしても話が耳に入っていない状態というか、お話をされても、とてもそれをきちんと受けとめる精神状態にない方がいらっしゃるというのがほとんどだというふうに考えられるところもございますし、また、制度も多岐にわたっておりますので、被害者の手引という形にしてお渡しして、御説明をし、また落ち着いた段階で、例えば給付金について再度、教示をするというようなことなども実施させていただいているところでございます。警察の行うことについて、刑事手続がどういうふうに進んでいきますということなども御紹介いたしまして御説明をしているところでございます。

6 ページをごらんください。警察もかなり被害者支援、あるいは被害者への配慮を伴った捜査に留意してきているつもりではありますけれども、やはりもともと一番多かった、特に被害者関係についてきちんと警察全体で配慮していこうという話が打ち出される前に多かったのは、警察は捜査してはいると思うけれども、捜査の経過を、捜査上の秘密だということで被害者あるいは被害者の遺族などに教えてもらえないとか、どうかするとマスコミの方がいろいろよく知っていて、警察から教えてもらえないのにマスコミがいろいろ聞いてきたりすることがある。そういったことは、非常に被害者の方を傷つけることになってしまうということもございます。

特に殺人事件の遺族の方でございまして、いろいろな重大な交通事故、事件の被害者の方、性犯罪の被害者の方等々、犯人がどうなっているのかということは非常に大きな関心事項でありまして、これをきちんと担当を決めまして、被害者連絡制度ということで実施をすることとしたものでございます。これも随分前からやっておりますけれども、事件担当の捜査官の中から指定いたしまして、被害者の方々に定期的にお知らせをするということを実施しております。

ただ、被害者の方の中には、もう思い出したくないとか、家族に知られたくないということで、これを望まれない方もいらっしゃいます。もし妥当な連絡手段があれば何とかしてお知らせすることも可能ですが、御本人が全く望まれないということであれば、それは御希望がないということで控えるようにしているところでございます。

7 ページでございます。被害者の安全の確保についても配慮しているところでございます。被害者の方の御心配はいろいろございますけれども、犯人が捕まっていないときは当然でございますが、捕まった後についても、いつか仕返しに来るのではないとか、同じ犯人ではないにしても、また同じような被害に遭ってしまうのではないかという御心配をされる方がやはり非常に多くいらっしゃいます。そこで、被害者の方の御要望というか、御意見も賜りながら、例えば防犯上の指導助言をさせていただいたり、事案によってということになりますけれども、自宅等における身辺警戒、付きっきりというところまではなかなかまいりませんが、あるいはパトロールを実施したりしております。それから、警察で貸し出すことができる緊急通報装置、押すと 110 番のセンターにつながって、すぐ駆けつけることができるようなものということですが、そういうものをお貸ししたりすることなどもやっているところでございます。

8 ページ以降が、性犯罪被害者支援ということで、ある程度特化したものということで御説明を申し上げたいと思います。

9 ページが、性犯罪被害の状況でございます。犯罪統計による刑法の強姦・強制わいせつはこのような形になっておりまして、合わせて1万件前後という形で推移してきております。近年は、犯罪件数全体は減ってきていまして、一時期、非常にありました自転車泥棒やピッキングというものについては相当減ってきております。そういった中で、性犯罪被害も減っているのかもしれないですけども、これは御承知のとおりでございますが、非常に暗数の多い犯罪でございますので、何とも言えないところだというふうに思っております。

また、刑法犯2つということで載せております。性犯罪という括りがどこまでなのかというのはいろいろございますが、近ごろ、非常に問題の一つだろうなと思っておりますのは、児童ポルノの事件、あるいは児童買春事件でございますとか、児童を食物にするような性に絡む犯罪もなかなか底を打たないということでございます。特に児童ポルノ事件などは、摘発しているからなのかもしれないですけども、近年、非常に検挙件数が伸びているということでありまして、逆に言いますと、被害に遭っている児童は非常に多いだろうというふうに考えております。

10 ページでございます。こちらは「平成21年の犯罪」というところから抜粋したものでございます。被害者と被疑者の関係がどういう形だったのかということ割り出したものでございます。これも、検挙されたものについてということでございますので、暗数もありますし、検挙できていないものもあろうかと思っておりますけれども、検挙されたものの中ではこういった割合ということで、顔見知りの者からが4割ということになっております。この点が潜在化の要因の一つであると常々言われているところかなというふうに思います。もしかしたら、実際の全体像では面識率というのはもっと高いかもしれないと思っております。

11 ページでございます。「性犯罪被害者に係る調査結果」ということで、昨年4月に病院の御協力をいただきまして産婦人科の方々に調査をお願いしたところでございます。性犯罪被害を受けたと思われる被害者を診察された数が、御回答いただいた中では436件ありましたけれども、そのうち警察における認知は294件ということで、病院まで来ても警察にはなかなか行けないという方も、やはりまだまだいらっしゃるということかと思っております。この御回答をいただいた範囲でも3分の1は警察としては認知できていない状態でございますし、そもそも病院に来られていない方というのも当然いらっしゃるだろうというふうに思っております。

12 ページは、「性犯罪被害者の大きな負担（現状）」ということで申し上げたいと思います。私が申し上げるまでもなく先生方の方がお詳しいのではないかと思いますけれども、繰り返し自分の怖かった話をしなくてはいけないというところは、やはり非常に大きな御負担だろうというふうに思っております。警察署で被害届を受理する際にもお話をお伺いいたしますし、更に被疑者を検挙するためには、ある程度細かいところを聞かないと検挙に結びつかないということもございまして、お話を再度お伺いするということになってまいります。そして病院においては、診療のために必要な事項ということで聞かれることになりまして、また、カウンセリングというところまでたどりつかった場合も、カウンセリングに必要な内容ということでお話をされなくてはいけないということで、この辺りが非常に御負担になるというのは大きいところだろうというふうに思っております。

また、警察署や産婦人科に出入りすること自体も非常に大きな抵抗を感じるという方もたくさんおられるだろうというふうに思っております。警察署は、普通の方であれば、免許の更新以外でいらっしゃることはそんなにはおありではないかもしれません。そういったところに行かなければいけないこと自体が精神的不安ですし、また、そういうところを人に見られたら、何だろうと思われるのが嫌だというお気持ちもあると思います。産婦人科というものもふだんは縁遠い、特に若い世代の方などは縁遠い方もいらっしゃるかと思っておりますので、そういったところにもちょっと行きにくいという御負担があるのかもしれないと思っております。

また、性犯罪被害者の心情を理解しない言動ということで、これもよく言われているところでござ

いますけれども、後ほど少しだけ御説明いたしますが、いわゆる強姦神話というものがございます。強姦のような被害に遭うことは本人にも責任があったのではないかと、挑発したのではないかと、そういうことを周りの人に言われたり、あるいは、「忘れちゃいなよ」、「まだメソメソしているの?」とか、そういうふうなことを言われてしまったりして、非常に負担になるということがあるかと思えます。これは周りの方からかと思えますが、例えば司法の手續に入っていきますと、裁判の現場では、加害者の弁護人の方から、司法上、遮蔽措置がなされているとしても、非常に答えにくい質問に答えなくてはいけないこともあったりしまして、その辺りも御負担になっているであろうというふうに考えております。

13 ページです。その辺りが特に犯罪被害者の方々につきまして、私どもとしてもきちんと気をつけていかなければいけないことだろうと思っております。警察として取り組んでいることのひとつが「相談・カウンセリング体制の整備」でございます。各都道府県は、やはり警察への敷居が高いであろうということで、「性犯罪 110 番」をつくっております。電話の相談先でございすけれども、受け付けやすい形に配慮をしております。また、性犯罪被害者相談コーナーとか、女性被害相談交番とか、いろいろな形で女性警察官が相談に乗りますということをお知らせいたしまして、性犯罪についても相談しやすい状態を整えるようにしているところでございます。

また、被害者の方のプライバシー等に御配慮した上で、事情聴取でありますとか、病院への移動ができるようにということで、被害者専用車両というものも警察庁の方で措置をいたしまして、各都道府県警察に配分をしているところでございます。見るからに警察車両とわかる車でスモークも張っていないようなものでまいりますと、近所の方にも、何なんだろうというふうに思われますし、被害者の方も非常に落ち着かないということになると思えます。自分で来なさいと言っても、なかなかそういう状態でない方も非常に多いということでございまして、犯罪被害者の専用車両は好評、と言うと語弊がありますけれども、お役に立っているのではないかと考えております。一見したところ、警察車両らしくないワンボックスカーのようなものにカーテンなどを取りつけまして、勿論、移動に使うこともできますし、簡単なお話をワンボックス車の中でお伺いすることもできるような内部のしつらえにしておりますので、落ち着いた環境でお話をお伺いすることができるのではないかと考えております。

また、性犯罪によって残る被害、身体的なものも非常に大きいですが、やはり精神的被害が大きいだろうというふうに思っております。心理学的な立場から専門的なカウンセリングが必要である場合が多いと考えております。カウンセリングも、現在の医療体系によりますと、臨床心理士については健康保険とかそういったもので対応できるものではないようございまして、被害者の方の御負担が大きくなることも多いと承っております。そこで、警察内部にも臨床心理士を何人か採用してお話を伺えるようにしておりますし、また、部外のカウンセラーの方を御紹介して、一定程度について財政的な支援を行うことなどもやらせていただいております。警察内部の臨床心理士は、外部のカウンセラーや精神科医の方とも連携をいたしまして、被害者のためのカウンセリング体制を整えるということで臨んでいるところでございます。部内のカウンセラーは全国で 258 人おりまして、臨床心理士の方が 84 人、ほかは臨床心理士という資格は持っていないのですが、カウンセリング的な心得を持っている者ということで運用しているところでございます。

14 ページは、捜査体制ということでございます。被害者の方にとって、捜査というのは非常に御負担になるだろうというふうに思っております。一方で、加害者に立ち向かうということは、立ち直っていくきっかけの一つにもなるだろうと警察としては考えておりますし、また、同様な被害をいろんな人が受けることがないという意味でも、捜査というものは進めていかなくてはならないというふうに考えております。ただ、御本人の負担になってはその方の精神的なダメージを大きくしてしまうことになりますので、配慮した形で進めていっております。

性犯罪捜査指導官の設置ということでございます。性犯罪捜査について、配意すべきことでありますとか、そういったものについて知見が深い者を指定しまして、捜査に対する研修なども行いますし、個別の事件について、これについてはこういうふうな形でということで、それぞれの担当者に対する指導なども行うということでございます。また、性犯罪捜査員に女性警察官を指定するということを実施しております。勿論、男性警察官でも大丈夫だという方もいらっしゃるかもしれませんが、女性警察官を是非というふうにおっしゃる方が多いだろうと思います。現在のところ、概ね6,500人ぐらいの女性警察官が性犯罪捜査員として指定されておりますので、性犯罪を認知して事情を聞かなくては行けないというときにはこういった女性警察官がお伺いするという形にしております。

それから、こういった性犯罪捜査員に指定して、それが女性警察官を育成していつているということでもあります。女性警察官は増えてまいりましたが、やはり全体の半分いるわけでは全くございませんので、特に若い世代も多いということで、研修・育成を行っているところでございます。

男性警察官が実際には捜査を担当している場合も多いものですから、教育・研修を充実するということで実施をしております。警察は昇任をするたびにいろいろな研修をするという制度になっております。そういった場合にもやっているということでございます。また、性犯罪捜査証拠採取セットということで整備をいたしまして、証拠採取に必要な用具がすぐに取り出せるようにということで備えつけてございますし、体液等がついている場合には、衣類をお預かりしなくては行けないという場合がございますので、着がえなども準備をさせていただいているところでございます。

15 ページをごらんください。性犯罪被害者への対応の中の経済的な支援ということでございます。医療費の公的負担制度ということで実施しているところでございます。初診料、初回の処置料、診断書料等々の名目で、警察庁の方から各都道府県に補助金の形で出させていただいております。各都道府県で措置をしているということになっております。各都道府県警察で各都道府県の財務当局の方と交渉して取らなくては行けないものですから、運用の仕方に少し差がございます。各都道府県警察には、性犯罪被害の特性に配慮して、知事部局にも御説明をして、きちんと措置をするようにということで指導しているところでございます。例えば、性感染症検査費用というのを1回だけとしている県がありますけれども、性感染症でございますので1回の検査では意味がないので、もう1回やらなくては行けない。必要な数という形で、規定等を改正するようにという指導なども実施をしているところでございます。これは18年度から始めまして、徐々に整備してきているところだろうというふうに考えております。

16 ページをごらんください。被害少年への対応ということで、性犯罪の関係は、大人であろうと少年であろうと非常に大きなショックではあるんですけども、やはり心身ともに未成熟な少年が性犯罪被害に遭うというのは根深い後遺症を残しがちなのではないだろうかというふうに思っております。また、少年については、可塑性に富むというふうなことを言われておりますけれども、精神的ダメージを軽減して立ち直りの方に向かっていってもらうためには、少年の特性に配慮していく必要があるということであります。警察には少年サポートセンターというものを設けております。各都道府県警察ごとに1か所だったり、複数か所持ったりしているところはございますけれども、少年の心理の特性に通じた職員を中心に置きまして継続的に相談に乗るといようなこともやっておりますし、カウンセリングのような形で実施をしているということでございます。

少年補導職員という名称がございますので、補導だけをしているようなイメージでございますけれども、補導もやっていますが、やはり被害に遭った子どもたちの心理的な手当ても実施をしているところであります。また、少年補導職員に限らず、部内にいる臨床心理士や外部の方、また精神科の医師の方などに被害少年カウンセリングアドバイザーになっていただきまして、カウンセリング上の留意事項について御指導をいただくということもございますし、個別の事案について御相談をするということも実施しているところでございます。

17 ページをごらんください。「民間の支援団体との連携」ということでございます。性犯罪被害に限らないところでございますけれども、民間団体の方によるきめ細やかな支援というものは、長期的な目で見るとどうしても必要なものだろうと思っております。どういうことをされるかという、相談を受けていろいろな付き添いをされたりするということもございますし、どういう機関に連絡するとかどういう支援を受けられるのかということをお紹介するということも、民間の方々が非常に強力に取り組んでいらっしゃるところでございます。また、自助グループと呼ばれておりますけれども、被害に遭った方々の間でお互いに話をするなどいたしまして、立ち直っていただくという活動をされているところもございますので、そういったところへの支援なども行っているということでございます。

全国被害者支援ネットワークに加盟している団体は 48 団体でございますけれども、これ以外にも、例えば性犯罪に特化して被害者支援を行っていらっしゃる団体もございますし、カウンセリングが得意という団体もあります。

18 ページでございます。「性犯罪被害者対応拠点の概要」ということであります。これは、平成 22 年に国費のモデル事業として実施をしたところでございますけれども、先ほど申しましたように、被害者の方が、病院と警察とカウンセリングなどをしていただけるような支援者の方のところを自分で回るというのは非常に大きな御負担になります。何回も説明しないといけないということもありますし、移動自体も非常に負担になってしまうということがございます。これを 1 か所で対応できる形にすれば、被害者の方の御負担が少しでも軽減できるのではないかとということで、警察庁のモデル事業として、愛知の大雄会第一病院というところに御協力をいただきまして、「ハートフルステーション・あいち」ということで実施をしたものでございます。

病院の中にスペースを設けまして、ここに電話も引いて相談も受け付けられるようになっているという形であります。また、そこにボランティアの支援員の方、非常勤のような形になっておりますけれども、支援員の方がいらっしゃってお話を聞くということもございますし、「あいち」については警察官も常駐をいたしまして、支援担当の警察官ということで常駐をしていた状態でございます。勿論、病院でございますので診察もしていただけるということでもあります。22 年 7 月に始めまして、本当に出だしのところということでしたので、浸透するまで若干の期間はかかったかと思っておりますけれども、23 年度も、モデル事業ではないですが、引き続き事業としては行っておられまして、徐々に浸透してきているというふうに思っております。

ちなみに、概ね同時期に、大阪の阪南中央病院というところで、「SACHICO」という民間でのワンストップセンターが活動を開始されているところでございます。SACHICO については 24 時間対応でされているということ、また、SACHICO が始まる以前のいろいろな被害者支援の実績もお持ちだったということもありまして、愛知のモデル事業よりもかなり多くの方の御相談などが寄せられているというふうに聞いております。

SACHICO については、支援員の方が病院の中に入って、「SACHICO 外来」ということで御相談などを受け付ける形をとっておられます。警察官については、ずっと病院に張りついているということではなくて、被害者の方から警察に届けたいというお話が出れば、警察官が病院まで駆けつけるということで対応をしているということです。これも非常にうまくいっている例の一つなのではないかというふうに思っております。

19 ページをごらんください。そのような形で繰り返しの説明をしたり移動が不要になれば御負担が減ってくるだろうと思っておりますが、実際にはスペースを設けなくてはいけなかったり、専門家をつけなくてはいけなかったりということがございますので、これからこういった形でこういったものを整備していくことができるのかということについて、内閣府の方で、ワンストップセンターの運営の手引作成委員会が設けておられます。そういったものを開設して運営していくためにはこういったことが必要なのか、というのをまとめていこうということで努力をされているところでありますの

で、大阪の SACHICO の例や、愛知のハートフルステーション・あいちについて課題でありますとか、よかった点を踏まえて手引についても作成されるものというふうに思っております。

20 ページをごらんください。「被害者情報シートの策定」ということで、現在、御相談をしているものでございます。産婦人科医会の方の御理解・御協力を得まして、やはり重複して何回も聞かれることがどうしても負担になるということで、警察側と病院側で共通して必要となる情報を記載するシートを用いて聞けば、そこに書いてあることについては、どちらか一方で聞けば、もう片方においては作らなくていいということになるのではないかと、被害者の負担軽減につなげようということの理念で、今、御相談をさせていただいているところでございます。被害者からの繰り返しの聴取を避けるためには、こういったものが必要になってくるのかなというふうに思っております。

21 ページ以降、22 ページをごらんください。警察の性犯罪被害を防止するための活動というのは本当に多岐にわたりまして、ふだんのパトロールもそういった力を発揮するだろうと思っておりますけれども、特に特化したものということで御説明をさせていただきたいと思えます。

今、各都道府県警察に「子ども女性安全対策班」というものが設けられております。例えば防犯活動ということで、子どもたちに「早く帰りなさい」と声をかけるということではなくて、重大な犯罪につながる前兆事案でありがちな、例えば声かけとか、つきまといとか、公然わいせつのような事案でございますとか、そういうものについて、集中的に人間を投入して早い段階で検挙をして、重大犯罪を起こさせないようにしようというものでございます。早い段階では声かけ事案など、それが直ちに犯罪被害ではないことも多いですので、なかなか話自体が上がってこないことも多いのですが、学校などとも連携してそういった話を踏まえまして、行為者を絞り込んで、不審者に対して、検挙の対象になるような行動をしていれば検挙いたしますし、検挙には至らないものであれば厳重に注意をするという形で、そういったことがないようにするというところに努めているところでございます。

23 ページでございます。「再犯防止措置制度の見直し」ということでございます。「現行」と書いてございまして、平成 17 年ごろからやっておりましたが、子どもを対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役した者について、平成 17 年以降、法務省から出所時について、出所の際に連絡を受けまして再犯防止を図ってきたということでございます。実際には改正する前には、出所予定の 1 か月前ぐらいに情報提供を受けまして、出所後については、出所者が実際に所在しているかどうか等について確認をするということで行ってまいりました。やはり子どもを対象とした性犯罪というのは、性犯罪全般に、もしかしたらそうかもしれないんですけども、再犯の可能性が高いだろうということでこういった措置をとっているところでございます。

ただ、ごらんになっていただければわかりますように、現行という改正前のところは、所在確認についても、基本的に外側からの確認という形にとどまっていたわけでございますけれども、更に効果的にということで、再犯リスクが特に高い者につきましては、原則として対象者を訪問するというところで所在を確認いたします。また、同意が得られれば面談なども実施するというところで、出所者が再犯に至らないような形で取り組みを強めているところでございます。

24 ページをごらんください。これは私が申し上げるのも僭越でございますけれども、「強姦神話」ということで一応書かせていただいているところでございます。根強くありますのは、強姦被害に遭うということは被害者にも原因があったんだろうという神話でございます。例えば高校生、大学生などに聞くと、男の学生なり男性なりだけではなく、女性についてもそのように思っているということであります。詳しく言うと、挑発するから被害に遭うとか、暗いところを一人で歩くから被害に遭うとか、本当にいやなら抵抗できたはずだ、というようなことを思っているということであります。中には、強姦されて喜ぶ女性がいるとか、いろいろな形の神話があるということです。

ここに例を書きましたが、暗いところを歩いて実際に被害に遭う方もいらっしゃいますけれども、だから悪いんだということでは全くないのは当然のことでございます。どんな場合であったとしても、

強姦に遭うということは加害者の側が犯罪を犯して悪いんだということ、被害者の方にどれだけ大きな精神的・身体的なダメージを与えるのかということ、浸透させていかななくてはいけないだろうというふうに思っております。

直ちに警察だけで行うという場合ではないことも多いんですけれども、現在、5つほどの県で取り組んでもらっておりますのは、強姦神話に陥ってしまいがちなんでしょう、実際には性犯罪の実態というのはこういうものなんだよということを、警察官がいろいろな機会に高校とか大学とかに行きまして、お時間をいただいて講演をして払拭に努めております。直ちに全員というわけにはなかなかいかないかと思っておりますけれども、そういうところで大学生の方などにも意識を高めていただいて、また、ボランティアなども実施していただけるといいのではないかと思います。直ちに全員というわけにはなかなかいかないかと思っておりますけれども、そういうところで大学生の方などにも意識を高めていただいて、また、ボランティアなども実施していただけるといいのではないかと思います。直ちに全員というわけにはなかなかいかないかと思っておりますけれども、そういうところで大学生の方などにも意識を高めていただいて、また、ボランティアなども実施していただけるといいのではないかと思います。

以上でございます。雑駁でございますが、ありがとうございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

ただいま、警察庁からの御説明をいただきましたけれども、御質問、御意見はございますでしょうか。意見交換を15分ぐらい行いたいと思います。3つのパートに分けてお話ししましたが、御質問はどこからでも結構かと思います。

番委員、どうぞ。

○番委員 ありがとうございます。ワンストップステーションのことを伺いたいと思います。18ページの図を使って愛知県での試みについて御説明いただきましたが、この事業について、どういう方が相談にみえて、どういう要望があったとか、そういう詳しいデータの発表などは、今後、予定されているのでしょうか。

○滝澤犯罪被害者支援室長 今年の3月まで実施をしております、検証部会を9月ぐらいまで実施したところでございます。検証結果の下案をつくりまして、現在、その部会の構成員の方が調整しているということでございますので、どこかの段階では御説明をさせていただくようになるだろうと思っております。

○番委員 その関係で伺いたいのですが、18ページ、19ページ、いずれもそうなのですが、支援員のところに「専門家による対応」と書いてあります。法律相談員という書き方をなさっているのですが、これは端的に弁護士ですね。愛知県の場合は、愛知県弁護士会が協力していると伺っていますが。

○滝澤犯罪被害者支援室長 そうです。SACHICOについても、大阪弁護士会の有志の方が御協力されているというふうにお伺いしております。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。小木曾委員、どうぞ。

○小木曾委員 23ページの再犯防止措置のところですけども、再犯リスクの特に高い出所者への適切な対応の1行目、所在確認は、これは始まってそんなに時間がたっていないのではないですか。

○滝澤犯罪被害者支援室長 これを改正いたしましたのは23年4月からでございます。

○小木曾委員 まだ実績や何かのデータはありませんね。

○滝澤犯罪被害者支援室長 申し訳ございません。手持ちが何もございませんが、対象者自体も何千人もいるというものではございませんので、多分それほどの数にはなっていないのかなというふうに思います。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、原委員。

○原委員 ありがとうございます。15ページの公的負担制度のことです。これは、警察に犯罪申

告が必要になるだろうと思うのですが、いわゆる被害届けを出して捜査が伴わないといけないものなのか。もしくは、もう少し緩やかなものなのか、お尋ねします。

○滝澤犯罪被害者支援室長 まず警察が知らないとはじまりませんので、全く届ける意思がないという方はなかなかアクセスできないところはあるかと思いますが、例えば告訴が条件だとか、届出が条件だというようなことはありません。

○原委員 それと、17 ページの民間被害者支援団体というのは、早期援助団体とかそういうものが大体対応されているのでしょうか。

○滝澤犯罪被害者支援室長 そうでございます。早期援助団体は各県の被害者支援センターがやっておられるところがほとんどですが、もともと殺人事件の遺族の方とか、交通事故の遺族の方などが中心となって、自助グループなどをやっていらっしゃる所もかなり多いですので、性犯罪についての知見がそれほど豊富ではなかったセンターもありますが、だんだんと知見を積んで対応しておられるところがございます。早期援助団体とは別な形で、性犯罪に特化したような形で実施されているところも幾つかあるというふうにお伺いしております。

○辻村会長 平川委員。

○平川委員 16 ページの少年サポートセンターというのをおっしゃられましたけれども、全国にどの程度の数あるのかということと、このサポートセンターには保護機能というのはあるのでしょうか。

○滝澤犯罪被害者支援室長 サポートセンターの数は、少なくとも各県に1つという形でございます。大阪、東京のような大規模都道府県ですと、複数箇所ございますので、ある程度アクセスしやすい場所に設置するという配慮はしております。ただ、非常に大きい面積の県ですと、ちょっと遠いところもあるのかもしれないと思っております。

また、シェルター的な保護の機能ということは、ちょっとそこまではできていないところで、しばらく落ち着くまで少し休めるとか、その程度のところはあると思いますが、例えば1週間、2週間泊まれるような状態かという、そういうことではないと思っております。

○辻村会長 ほかにいかがですか。

どうぞ、森田委員。

○森田委員 今の同じところですけども、少年というところで、いわゆる性虐待、児童虐待との兼ね合いに関係する事例とか、デーティングバイオレンスのように、年代にもよるんでしょうけれど、そうしたことの重複した事例というのも結構扱われているのですか。

○滝澤犯罪被害者支援室長 事例としてはございます。一般化して申しますと、例えば父親から長年にわたって被害を受けている子について、ある程度継続的に、例えば母親と娘とともにカウンセリングをしてあげることで少しいい方向に向かうようになったという例もあるとは聞いております。ただ、全部についてやれているかという、ちょっとなかなかわからないところがございます。

○森田委員 特に年齢制限をかけているわけではないんですね。

○滝澤犯罪被害者支援室長 特にございません。

○森田委員 実際は、ある種重複というか、両方でやっているという形。

○滝澤犯罪被害者支援室長 そうでございます。

○森田委員 是非、それをもうちょっとやってほしいと思います。

○滝澤犯罪被害者支援室長 特に小さい子は結構方法が難しいとか、そういうお話も聞いたことはございますけれども、カウンセリングの職員でできる所については精一杯やりますし、これは早期に精神科医の先生にお願いするべきだという場合には御紹介しております。

○森田委員 その場合、親が加害者ということも起きるわけですけども、立件できるほどのことはなかなか難しいのかもしれませんが、その辺はどういう判断というか、實際上、加害を行っている側に対する介入の方に回っていくということもあるでしょうか。性虐待をしている父親に対する介入に、

直接ここがやらないかもしれませんが、何かそういう対応の方と連携していくということはありませんか。

○滝澤犯罪被害者支援室長 性虐待ということであれば、できる限り検挙で臨んでなるべく分離をするというのが、警察としては基本方針だろうというふうに思います。ただ、ずっと続いているもので証拠もなかなかないというふうになりますと、あとは親族とか、特に父親から被害を受けていた場合は母親ですが、母親に、離婚しないとなかなか厳しいという話をするのもあるかと思いますが、児童相談所と連携いたしまして、一時的にどちらか違うところに行くような措置などもやっているという聞いたことがございます。

○辻村会長 どうぞ。

○根本委員 ワンストップサービスの話が恐らくこれから非常に有力な手段になってくるだろうと思っていて、今のところはモデル事業だから、内閣府なり警察庁なりの予算で全額やっていると思いますが、将来的には、例えば病院に行くとしたときの費用負担の関係とかについては、これから詰めるという話になってくるのですか。

○滝澤犯罪被害者支援室長 恐らく費用負担の話が一番、実際上は大きな問題になってくるだろうと思っております。支援員を抱えて、かつ、そこに特化していただくお医者さんなどがいらっしゃるということになりますと、何百万円とかいう世界では回せないということになるだろうというふうに思っております。

ちなみに、先ほどのハートフルステーション・あいちについては、モデル事業ということですがかなりの額を国費の方からお出ししておりますが、大阪の SACHICO については、民間の方からの寄附金でございまして、あるいは、これまでの活動をしていらっしゃる方とか、病院からの持ち出しという形で公的な支援がない形で実施をされていらっしゃるという形になって、これも非常に大変でいらっしゃるというふうに思っております。これから広げていくためにどうするのかというのを考えるに当たっては、やはり財政的な面は避けられないところがあるだろうと思っております。現在、内閣府の手引作成委員会でも恐らくそこが大きな課題になってくるだろうというふうに思っております。まだ決着がついていない状態でございます。

○根本委員 再犯防止措置の関係ですが、私ども、実は保護司という立場でものを申し上げますが、保護観察中の人たちでもときどきいなくなってしまうというケースが非常に多いわけです。このケースの場合、ほとんど刑期満了で出てくる人たちですね。ということは、実際にはいなくなってしまうたら追いかけてやれないという状態になっているのが現実の姿かなと思います。その辺は、これ以上追いかけるという形になると人権の問題になってしまうという形になるので、難しいと思うのですが、現実問題として、実効ある再犯防止措置というのは本当に実効性があるのかどうかということについて気になるのですが、どんなものでしょうか。

○滝澤犯罪被害者支援室長 警察庁側として、実効性がないとはいにくいところもございしますが、多分、23 年以前よりは、直接会うことで、警察官が来たというプレッシャーというのは並々ならないものがある程度あるだろうということもございします。ただ、おっしゃられましたように、常に張りついている、あるいは幾つかの国でやっているような居場所がわかるような措置をしておくというの、なかなか法制的には厳しいのかなというふうに思っております。なお、仮に所在がいなくなった場合は、同人について全国の警察で情報を共有して手配をするということになるだろうと思っております。

○辻村会長 どうぞ、阿部委員。

○阿部委員 先ほど森田委員がおっしゃっていた性虐待のケースのような場合には、できるだけ DV 事案と同じような取り扱いで、母子の一時保護なり支援という形につなげていただければ、少なくとも解決の方向をたどるのではないかと思います。実際に父親が加害者の場合、なかなか被害届を出す

ということは少なかったんですけれども、長い間やっけていまして、1 件だけ、きちんと被害届を出す。それは、先ほどありましたように性被害 110 番の方にきちんと相談しまして、県警から所轄の方につないでいただいて、それでお嬢さんたちの事情聴取に付き添っていきまして、実刑 4 年 6 か月というかなり重い方だと思いたいますが、実刑が出たというケースもありますので、警察だけではなくいろんな機関が連携していく必要があるのではないかなというふうには思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。いかがですか。

○滝澤犯罪被害者支援室長 御指摘のとおりだと思っております。警察もいろいろカウンセリングなども実施はいたしますけれども、例えば、本人の本当の立ち直りとか、家族への信頼感をどうやって取り戻していくか。父親から虐待を受けていたとしても、お母さんが助けてくれなかったと思ってしまうような子もたくさんいますので、まず身の安全が重要でございますけれども、そういうところまでというふうになりますと、児童相談所でありましてとか、お母さんも被害を受けていらっしゃるということであれば婦人相談所、あるいは県の女性センターのような方とも連携をしてということが重要になってくるというふうに思っております。実際に警察でどこかに泊めて差し上げるということはなかなか施設もございませんので、やはり児童相談所でありましてとか、母子寮の方などに御連絡をしていることが多いだろうと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。14 ページに「男性警察官に対する教育・研修の充実」というのがありますが、これはどの程度の規模のことなののでしょうか。例えば男性の警察官が 24 万人ぐらいいるのですが、この研修というのは、誰がどんな場面で、何人ぐらいの人に対してしており、どんな内容なののでしょうか。

○滝澤犯罪被害者支援室長 時期でございますけれども、まず、警察官は最初に警察に入りましたときに全員が警察学校に入りまして、警察官として知っておかななくてはいけない知識というのを全部身につけるということになっています。

○辻村会長 警察学校で、性犯罪のことも、セカンドレイプだとか、そういったことも研修するのですね。

○滝澤犯罪被害者支援室長 やります。更に、ふだん職場などにいる中でも、犯罪被害者、性犯罪被害者への支援のために、あるいは、そういった方の心情に配慮した捜査とはどういうものかという、部内では「教養」と呼んでおりますけれども、例えば始業時間前に幹部の方から資料とともに話をすることなども、年に 1 回ぐらいはそういった機会が設けられる教養計画というのを立てておりますので、何らかの形で接することになっております。

警察官は、その後、巡査部長、警部補というふうに昇任をしてみえますけれども、昇任をするたびに、警察大学校でございますとか、管区学校と呼んでおりますけれども、そういった幾つかの県が集まってやるような学校に入りまして、そこで研修を受けるということになっております。その中でも、やはりこういったことについては触れているというふうに思っております。

○辻村会長 警察庁は都道府県警察を指揮監督するという関係に立つと思うのですけれども、研修についても何か指揮監督を出すというようなことはありますか。

○滝澤犯罪被害者支援室長 警察官の教養については、警察庁の方で、どういうカリキュラムでやらなくてはいけないのかというのを、コマ数とか大体の内容を示すということになっております。例えば、最初に警察官に採用されたときはこういうような内容でやりなさいと。

○辻村会長 それはどんな部署でやっているのですか。最初、今日は被害者支援室からお越しいただけるということでしたが、給与厚生課という名称でしたのでちょっとびっくりしました。御説明をいただき給付金の関係で給与厚生課になったということはわかるのですが、DV だと生活安全局になるのですか。

○滝澤犯罪被害者支援室長 そうです。教養計画は警察の業務全般にわたりますので、警察庁の人事

課の中に教養担当部門がございます。人事課の中の教養担当部門で実施しております。

○辻村会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○番委員 中身の話ではないのですが、私は被害者支援をやっている弁護士で、被害者支援室とは縁が深い弁護士ですが、支援室長が女性というのは今回初めてではないでしょうか。

○滝澤犯罪被害者支援室長 警察庁ではそうです。

○番委員 警察庁の被害者支援室では初めてということですね。そうしますと、今まで民間支援団体が、殺人とか交通事件とか、かなりそちらの方にシフトして被害者支援をしていたというお話がありましたけれども、性犯罪被害者支援の視点が今まで少し弱かったなという感じは受けるんですね。ですから、是非、ジェンダーの視点から警察の被害者支援全体をもう一度見直していただければありがたいと思っていて、とても歓迎すべきことと思っております。

○辻村会長 どうぞ。

○滝澤犯罪被害者支援室長 私、平成4年に警察庁に入っておりますけれども、当時と比べても、男性警察官も含めて、例えば性犯罪の捜査について留意しなくてはいけないこととか、性犯罪被害者の受けるダメージへの理解などは、研修の効果もありますけれども、相当浸透してきているだろうというふうに思っております。民間の支援団体の方とも協力してやってきておりますけれども、それでも、やはり被害者の方のお声を聞いたりすると、まだまだ心ない言葉を言われたりしているケースもあるということでございますので、警察内部も、民間の方々とも協力をして、引き続き当たってまいりたいというふうに思っております。

○辻村会長 どうもありがとうございます。

○種部委員 私は犯罪被害者を直接診ている産婦人科医です。何例もこういうのを見てきましたけれども、今、室長さんがおっしゃっていましたが、男性警察官を教育するというのをしても、男性であることは変えられないわけです。私も、実際に被害者の方を診る産婦人科医は男性でも女性でもいいと思っていましたが、たくさんの被害者の声を聞くと、「女性医師だから診察を受けに来た」という方が多い。男性の顔を見るだけで診察なんてとても受け付けられないし、話をする気にもなれない。見た目はどうしても変えるわけにいかないの、男性警察官の研修の充実も勿論大事ですけれども、やはり女性警察官が望まれます。しかし女性警察官は地方などに行きますとまだそんなにたくさんいません。

各届出先が今は所轄の警察署ということになっていると思いますが、所轄が田舎の警察署の場合、とてもじゃないけど女性警察官が24時間対応することができません。となったら、各都道府県の中に女性警察官だけのチームを作り県内広域をカバーして動いてくれるシステムをつくることはできないでしょうか。たしか福井かどこかがすでにやっていらっしゃったと思いますが、女性の警察官のチームがあり、それが県内で起きた性犯罪事件すべての対応に走っていくという形です。男性警察官が育つには相当時間がかかりますし、それをやったところで男性であることは変えられないのであれば、少しやり方を変えていって、女性警察官チームを派遣する形にするとか、新たな支援のあり方を考えてほしい。

県をまたいだ場合、ちょっと難しいですね。被害に遭ったところが、県外の場合には被害を受けた県に行かなければ被害届提出も捜査もできない。そうすると、さらに被害届提出のハードルが高くなる。警察庁は都道府県を指導する立場におられるのであれば、県をまたいだときでも同じ対応ができるような形をとっていくべきだと思います。例えば15ページにあるような被害者支援のお金の給付方法も、都道府県によって償還払いだったり現物給付だったりすると、運用上混乱が起きます。被害を受けてから直接病院に来られた場合、診療費を取った上で後から警察に請求書を出したら、それは最初から警察官立ち会いじゃないと給付対象にならないと言われてたり、この県では対応できるはずだ

と思っていたことが、隣の県に行ったら給付対象にならなかったり、そういう差があること自体が非常に問題です。ですから、その辺の統一を図る意味でも、都道府県警のやり方に対して、警察庁はもう少し統一させるようなやり方をとっていただくべきではないかと思います。

○辻村会長 ありがとうございました。

女性警官の比率は、今、5.8%ですね。これを 10%にするということでしょうけれども、まだまだ少数であることは変わりないですから、今後もよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○滝澤犯罪被害者支援室長 一言だけよろしいでしょうか。今、先生から御指摘がございました診断書料等について、先生の御指摘のとおり、結構ばらばらだということは認識しております。おっしゃったように、現物給付でないとかだめだとかいうようなことをしている県もありますけれども、やはりできるだけそういうことではないようにということで、現在、各県には指導はしているところではありますけれども、お金の話でございまして、財政当局と相談をしたりして徐々に変えていっているという形でございます。なるべく被害者の方が混乱されることがないようにしたいと思っております。

また、被害者と相対するのはなるべく女性警察官であるようにということは、捜査幹部も配慮しているというふうに思いますので、夜中の場合などは呼び出したりして、やってはいると思いますが、福井のお話もお伺いいたしましたので、また、担当部門の方にも相談をするようにしたいと思います。本当にありがとうございました。

○辻村会長 時間がまいりましたので、どうもありがとうございました。

警察関係につきましては、年明けにもう一回ぐらいヒアリングが可能だということを聞きましたけれども、また何かありましたら、次の機会にもお願ひしたいと思います。本日は、お忙しいところ、貴重な報告をありがとうございました。

(滝澤犯罪被害者支援室長退室)

○辻村会長 それでは、次に、「民間支援団体における性暴力被害者への総合的支援について」というテーマで、平川委員から御報告をお願いいたします。やはり 40 分以内でよろしくお願ひいたします。

○平川委員 私は 1970 年代の前半から臨床の現場にありまして、小児科、精神科で仕事をしながら、1991 年には地域の中で開業のカウンセリングルームをやっております。それから、1997 年に DV 被害者のための民間シェルターを立ち上げましたので、その中でも、とてもたくさんの性暴力被害者の方にお目にかかっているということになります。

そういうふうな実態がありますけれども、統計に出てくる性暴力被害者の数は本当に少ない。潜在化する性暴力被害というのは潜在化されている通りです。民間団体の活動の大きな特徴は、潜在化する性暴力被害の実態の掘り起こしだと言ってもいいのではないかと思います。そのために被害者のお話十分に耳を傾けてきたと思います。その中から、こんなことが現実にあるのかと驚くような、さまざまな困難を抱えている人たちにお目にかかりました。こういう方たちを私たちは、「今、痛い人」というふうに名づけているのですが、その方たちへの対応は、今、痛い人への対応であります。まだまだ性暴力被害者に対する対応は仕組みとして成立していませんでしたので、これまでの対応というのは大変な困難を極めたという気がいたしております。

たとえば後手に回ったり、あるいは、少ない資源を何とか組み合わせて対応してみたり、顔の見えるネットワークの中で、かかわってくださる関係者がいるとわかれば、その方たちに紹介状を書いたり、また意見書を書いてみたりとか、緊急の際には入院の必要もあつたりするので、入院のできる病院とのつながりも必要であつたり、あるいは裁判になったときには、裁判所へ同行するとか、弁護士さんのところへ一緒にいったりしながら、さまざまな支援を行ってきたと思います。私などは、被害者の方が深刻な自傷行為をすることもあり、そのときには救急車に飛び乗って一緒に病院まで付

き添ったりというふうなことをしてまいりました。

まだ仕組みができていないところでのごたごたした支援のことを、「ブリコラージュ（器用仕事）」と私たちは言っていますが、とにかく今使えるものでやってきたというようなやり方のことです。そういう器用仕事の中で見えてきたものの大きな成果が被害の定義についてです。レジュメにも書きましたが、まず、性犯罪被害という形ではなく、性暴力被害という名づけによる定義の重要性が見えてきたと思います。

いろいろな形の定義があります。1番目の定義ですが、これは先ほどから出ています、性暴力救援センター・大阪が使っているものです。性暴力とは、同意がなくて対等でない関係の中で、あるいは強要された性的行為の中で起こる暴力であるということです。種類としては、強姦・強制わいせつ、子どもの性虐待や性的搾取、あるいはDVとしての性暴力も含むということになります。

2番目は、私が研修会などで相談員の方たちにお話しする際に使う定義ですが、性暴力加害者の4分の3は知人や家族であって、多くは屋内で性暴力被害が起きていて、身体的な傷を残さずに行われており、被害者（男性もトランスジェンダーも含む）の年齢は10歳未満から60歳以上に及んでいる。命の危険を感じれば多くの被害者は抵抗しないが、それは同意したことではないということです。

この定義は、1983年に立ち上がった東京強姦救援センターが出しているリーフレットにも書かれている定義でして、小西聖子さんなどもこの定義を本に書かれたりしています。こうした定義が性犯罪罪とは違う定義であるということを明らかにしたのが、まず民間団体の活動の大きな特徴だろうと思っています。

民間団体の活動は、被害直後から中長期の対応も通してやってきていますので、さまざまなことが見えてきております。しかし被害急性期の方が私たちのところに来るということは少ないんですね。私たちのところに来た方は被害から長い時間がたっていることが多いです。例えば10歳のときに性虐待を受けた方たちが、私たちの目の前に来るのは30代になってからとか、そういうことで10年から15年ぐらいの長い期間がたっているわけです。

その間に、その方たちがどういうふうな生活をしていらっしゃるかといいますと、まず、体が非常に傷んでいるのですが、症状だと言うだけではその状態を適切に言い表すことができないように思います。私は「人間としての痛み」だというふうに言っているのですが、体のあちらこちらが痛く、しかもなかなか痛い部分をここだと決められないような傷みです。こういう方たちはそのためにさまざまな医療機関を回っていらっしゃることも多いです。中には、しっかりと一人で頑張ってきたために、食いしばってきた歯がぼろぼろになってしまったというふうなことがあります。でも、その方たちは、ご自分が性暴力被害を受けてきたということは誰にも言わないままなのです。そのためにということもあって、本当の回復のために明らかにしなければいけない被害の実態が開示されないままに、その方たちが長く症状に苦しんでいる、人間としての痛みを苦しんでいるということであり、それを私たちは見てきたと思います。

被害者の方たちを「サバイバー」と呼んでいるのですが、それは被害に遭ったにもかかわらず生き延びてきたということを意味します。その方たちの心身不調、対人関係や社会生活上の困難、仕事を失ったり、安全のために転居をせざるを得ないということで家を失ったり、あるいは暮らしのためのコミュニティを失ったり、こういう社会生活上の困難をたくさん抱えています。

それから、認知の変化があります。歪みというふうに言うこともありますけれども、その方たちは皆さん御自分を責めているわけです。被害はその方が悪いわけではなくて、加害者の問題ですけれども、実際は御自分を責めて罪悪感を持ったり、自責感を持ったり、また日常性を失っているといいますが、昨日までにあった当たり前の日常、世界は安全であるという感覚が崩壊してしまったというようなことが起きているし、あるいは他人への信頼感を失っています。それから、生きているか死んでいるかわからないような状態といいます。死にたくはないけれども生きられないというような状況に

陥ることもあります。そういうことを含めて認知の変化というふうに呼んでいるのですが、そういうことを皆さん抱えています。

時に、その方たちが人間としての痛みに対処するために、こうしたやり方のことを自己治療と言っているのですが、依存症になってしまうこともあります。たとえば薬物依存であったりアルコール依存であったり、こういう二次的な障害を抱えている方も多く、覚醒剤を使って犯罪者として刑に服した経験を持っている方もいらっしゃいます。あるいは売春をしていたというような方たちもいて、今でもその方たちは私のクライアントであったり、あるいは自助グループのメンバーであり、長く、サバイバーの生活を送っていらっしゃいます。

以上ですが、定義と、その後の生活の再建の困難さということを申し上げました。民間団体の活動としては、このことに向き合いながら、サバイバーと一緒に生きてきたといってもいいかと思います。そうなのですがしかし、民間団体としてももう限界なんですね。個人のさまざまなネットワークの中で、ブリコラージュだと思いながらやってきたのですが、余りにも次々とこういう方がやって来ますので、大変になっています。どうしても相談現場にもたらされるこの現実の背後で何が起きているのだろうかと考え込むことになります。英語圏のことわざにあるらしいんですが、川下で起きている出来事のことばかりでなく、川上の方を見ないことには、現場の相談員が疲弊してしまうということです。川上で起きていることを突き止める必要があります。そこからしか、現場で何をすればいいのか、どこが変われば現場が楽になるのかを検討することはできないのではないのかということなのです。

川上で何か起きているかということなのですが、レジュメの2のところ書きました。第1番目には急性期の対応ができていないことから起きてくる問題です。被害直後の初期反応からの回復の障害として PTSD が発症することはわかっているわけです。つまりその発症のリスク要因はいろいろあると思いますが、なかでも大きな要因は被害後の生活、あるいは、被害後のその人が人とどのようなつながりを持ちながら社会的サポートを受けることができたかどうかにかかっているわけですので、まず被害直後のサポートをきちんとすることが必要になります。そうすることによって、PTSD の発症リスクを少しでも予防できるのではないかということになります。

2つ目は、急性期対応を行う相談機関が少ないということです。内閣府男女共同参画局の調査では、被害をどこ（誰）にも相談していない女性が 62.6%に及んでいます。友人・知人への相談が 22.0%、警察に相談するのはわずか 4.1%の方ですし、医療機関に至っては 1.6%であるという本当に少ない比率であるわけです。相談しなかった理由のなかで一番多いのが、「恥ずかしくて誰にも言えなかった」であり、42.9%です。こういう結果があって、被害者の方たちは相談をしていないことになります。とりわけ公的な機関への相談が少ないわけですが、その理由は、これはパープルダイヤルを実施してみてわかったことですが、相談をしても、その先何をやってもらえるのか。あるいは、中長期にわたって自分の回復のためにどういう対応や支援をしてくれるのか、あるいは給付金も含めてどういうものがあるのかなど詳細を知らなかったり、明らかになっていない以上は、恐らく被害者の方たちはなかなか相談機関に足を運ぶことにならないであろうということもわかってきました。

3つ目ですが、川上で何が起きているのかを明らかにするためには性暴力の定義の見直しが必要です。刑法に規定されている強姦の構成要件の見直しです。あるいは、売春防止法の見直しが必要ではないかと思います。先ほど話しましたが、自己治療として薬物やアルコールなどを使って傷みを軽減しようとする人たち、あるいは売春をする人たちにとって、売春防止法の見直しをせざるを得ないだろうと思います。売春防止法は、刑罰としての規定と、その人たちの回復とか福祉とか、そういうことの規定がひとつの法律のなかに混在していて、わかりにくくなっています。性暴力被害者に対する回復や生活再建のための救済をする以上は、刑罰と分けた形の福祉的な運用ができる法律の規定が必要なのではないかというふうに思います。

続いて、3のところにいきます。対応についての仕組みがない中で、今後、どういう仕組みをつく

っていったらいいのかということについてお話をいたしたいと思います。

民間団体としては総合的な支援が必要であると言いたいです。急性期の対応ですが、これは先ほど警察庁の方からも御報告いただきましたけれども、急性期のときには、繰り返し同じことを被害者の方が話す必要もないように、最初に対応した相談員がきちんと聞き取ってそれをほかの機関につなげ、医療的なケアと情報提供をしたり、必要であれば証拠採取や警察への通報のための支援をする等々、このような急性期対応が必要であろうと思います。関係機関の連携を行うチームを性暴力対応チームと言っておりますけれども、関係機関がチームのメンバーとなって急性期の対応をやっていく必要があると思います。

中期的な支援ですが、これは生活再建にかかる中長期の支援が必要です。また精神的ケアに加え、自助グループを運営したり、育成をしたりというようなことも必要になってくるかと思います。今、自助グループは、どこかに集まってやる自助グループというよりも、若い方たちは携帯を持っていますので、遠く離れていても自助グループに属しているという感覚を持ちながら運営がなされているようです。この辺りも民間団体が、今後、引き受けることができる対応であろうと思います。それから、先ほど申し上げたアドボケイトとして、あるいはコーディネーターとしての相談員の養成・研修、社会的な啓発と研究、これが中長期の支援です。

3 番目には、先ほどから問題になっています、医療的ケアを初期対応とする 24 時間対応ができる救援センターの設置が必要であろうと思います。今、日本では性暴力救援センター大阪がその機能を担っています。ただしその他にも各地に小さいグループが強姦救援センターと同じような機能を持って活動はしているというふうに思います。昨年、林委員から国連が出したハンドブックの中に、人口 20 万人に対して 1 か所の強姦救援センターが必要であると書き込まれていることを知りまして、改めて驚くと共に本当にその通りなのだと合点しました。東京都で言うと、25～30 か所ぐらいのレイプクライシスセンターがあってもいいということになります。こういうことからすれば、民間団体としては医療的なケアを初期対応とする 24 時間対応のできる救援センターの設置が望ましいのですが、さらにはもっとさまざまな形態の救援センターが各地に沢山できていくといいのではないかと考えています。

先ほど申し上げたように、相談員の役割、相談員の養成については、私が理事をしております「NPO 法人女性の安全と健康のための教育センター」というところで取り組んでできていますが、相談員の研修、あるいは、その相談員が医療機関にいる場合には、性暴力専門看護師（SANE）の研修にも取り組んできました。もっと大きな規模での養成もできるのいいのかもしれませんが、これも民間団体でやれることだろうし、今までもやってきたという実績があります。問題は養成された性暴力専門看護師たちがどういう仕組みのなかで働くことができるのかという点についてです。医療機関が性暴力被害者支援に取り組むという仕組みができていない以上は、性暴力専門看護師が対応することが難しくなりますので、相談員の養成と仕組みづくりというのは同時並行してやっていかなければいけないだろうと思っています。

以上が、定義の問題と急性期対応の必要性、あるいは相談員の養成について、民間団体がこれまでやってきた、あるいはこれからもやっていくとしても、それらを仕組みとしてつくっていただきたいということを申し上げました。

5 番目ですが、性暴力救援センター・大阪の実践実績をお話ししたいと思います。資料としてお配りしていますが、平成 22 年 4 月に開設したので 1 年半がたっています。電話相談の件数、面接相談の件数、初診の被害者数ともに、平成 23 年度半期の実績は、既に昨年度のおよそ 2 倍になっていることがわかります。また初診時の年齢は最多が 10 代であるということです。また警察への通報に関しては、昨年度は 37 件だったのですが、23 年度には 4 か月で既に 30 件になっているということです。警察への相談も余り多くはないですが、病院へ相談に行っても、そこから通報する方たちが 6 割。

先ほどの警察庁からのお話では6割であるということでしたが、救援センター・大阪に来談する方の警察への通報件数がやはり増加の傾向にあるということです。

これはどういうことが起きているのかについてはレジュメの1番に戻ります。

SACHICOの活動の母体になっているのは、1980年代から、女性の健康と安全を地域の中で確保し啓発していく活動がありました。そうであるからこそ何かあったときにはそこに駆け込むことができるような、情報も発信するし、相談があったときには地域の病院を紹介したり、あるいは、もし被害後に刑事事件として告訴することになるならば、弁護士さんへの紹介をはじめとして、団体として被害者の方を支援してきたというような活動実績が、20年間続いてきているということになります。あるいはリプロダクティブ・ヘルス&ライツというような、女性の健康と人権を掲げて活動してきているウィメンズセンター大阪が母体にあったということ。これが、愛知に置かれた警察主導のワンストップセンターとの違いではないだろうかというふうに考えております。

今後は、24時間対応の救援センターの設置、あるいは強姦救援センターの機能を持ったセンターを設置する必要がありますが、その母体として、女性たちの安全と健康、あるいは人権などを理念として掲げている地域の民間団体との連携が必要ではないだろうかというふうに思います。

資料については、今、お示しした大阪の統計と、NPO 法人女性の安全と健康のための支援教育センターが発行した冊子です。SANE 養成のためにカナダ・バンクーバーにある女性健康センターの病院長を講師としてお招きして学んできたものです。あるいは子どもさんと10代の女性たちに対しては、特別な医療プロトコルが必要だということで、ニューヨーク州の保健省・社会福祉省が作成したプロトコルを翻訳したものです。これはSANE養成講座の参加者用の教材になります。お返しします。

最後になりますけれども、民間団体として申し上げたいことが2点あります。個人でやるのには限界がありますので早くに仕組みをつくる必要があること。2つ目はお金の問題です。やはり経済的な条件が整わないと、ケアあるいは回復のための支援はできないだろうということです。この2つを申し上げて私の報告は終わります。ありがとうございました。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの平川委員の御報告に対して、御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。

どうぞ、番委員。

○番委員 現場をととてもよく知っていらっしゃる平川先生のお話、すごく共鳴しております。まずこの図ですが、私とすればショッキングなのです。私は、性暴力と性犯罪と余り自分の中では分けてはいなくて、つまり性犯罪として犯罪として認知するのは、例えば刑法上は最終的に裁判所かもしれない。告訴が受け付けられる、あるいは立件される、裁判所が認定する、そこまでいって犯罪と言うのであればかなり狭まって仕方がないのですが、初めから刑法上の性犯罪と性暴力がこんなにかき離れているとしたならば、これは非常に大きな問題で、司法が全く人権救済機関になり得ていないことになりますね。民事と刑事とは少し違うので、民事は範囲が広がるので、民事で何とか救済を求めようとするようなことも勿論ありますが、やはりこれは非常にまずい状態だというふうに思います。暗数云々以前の状態だろうと思っています。性犯罪だけでも届け出しない人を暗数と言うのであれば、暗数ではないが、性犯罪ではない性暴力被害者という範疇が初めからあって、そこについては何ら司法的な救済ができないことになります。少なくとも刑法上の救済ができないということになるのは、「刑法の謙抑性」という観点も勿論重要ですが、光が全く当たらないというのは本当に重大なことだと、改めて思いました。

それと、先ほどもおっしゃった、急性期以外の方で15年、20年たって被害を言ってくる人がいる。そうになると、今度は、時効、除斥期間という問題が入ってきて、弁護士も受けない。たらい回しじゃないですけども、どこに行っても救済してくれない、支援してくれないというようなことをおっし

やる方も出てくるわけです。これも非常に問題がある。何とかこの図がもう少し改善されるといいと思います。私は一緒にしてしまいたいと思いますけれども、そこまでいなくても、その方向を願っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

今の点、ちょっと確認したいのですが、平川委員のこの図は、法律上の性犯罪と性暴力のすき間といますか、違いをしめされたものですね。よろしければ、もう一回具体的にご説明をお願いできますでしょうか。

○平川委員 刑法上の性犯罪というのは、暴行・脅迫が規定されています。でも私たちのところにいらっしゃる方たちというのは、その要件を満たしていない方もいらっしゃるわけです。しかし先ほどもお話しましたが、同意がなかった、対等ではない関係の中で、あるいは強要された性的行為の中で起きた性暴力であるのです。あるいは抵抗したかどうかが問題になりますが、それも実際には命の危険を感じて、とにかく死にたくないという思いだけで黙っていたり、声を上げられなかったという方たちがほとんどです。そういうことを性暴力というふうに言っているわけです。

○辻村会長 そういう理解でよろしいですね。ありがとうございました。

○番委員 法律家としては、逃げないとか、拒否しないとということも含めて、何とか解釈論で暴行・脅迫に持っていきたいと思っています。でも、解釈論に限界があるというのは勿論そうなので、その問題がすごくクローズアップされて、ある裁判では割と認められたり、ある裁判では認められなかったりということで、かなりぶれている部分もあるのかなというふうに思います。

○辻村会長 そうですね。この点、いかがですか。

○木村委員 私も番先生と同じで、これがずれているということ自体が非常にショックで、私も現場をそれほど知っている人間ではないので、認識が足りないと言われてしまえばそれまでですけども、実は脅迫の中にすべて含まれるはずなんですね、理論的には。抵抗できない状態というのはまさに脅迫していることなので、脅迫という要件の中に入っているはずなんです。ですから、理屈の上ではそろってはいけないはずなんです、そこがずれていること自体が、私自身ももっと実態を知らなければいけないなと思いました。

番先生がおっしゃるとおりで、判例でもいろいろな判断があるので、脅迫をかなり広く拾ってくれているということもあることはあるんですね。むしろその統一が必要なのかもしれませんけれども、ショックであるというのは番先生と同じ印象を私も持ちました。

○辻村会長 そこは、今後の議論に関連してくるだろうと思います。強姦罪の構成要件の見直しという話もさっき出ていましたけれども。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、種部委員。

○種部委員 今のずれているところに入るのは法律で何とかならないかと思います。前の会のときにも私は申し上げたと思いますが、例えば、性的虐待は 18 歳を過ぎると全然カバーされない。児童福祉法に入らないので、18 歳になったら家を出ていけばいいではないと言われるかもしれませんが、知的障害があつたりした場合などは難しいですね。自立もできず、性的虐待として救済されることもない。

13 歳以上になると、抵抗の要件を課されるというのも問題です。14 歳の少女に抵抗能力の有無の鑑定を求めるのでいいのかというのも問題です。若年者が性犯罪のターゲットになりやすいわけですから、強姦や強制わいせつを親告罪でなくする年齢の設定などを法改正とかの中でできないかなというのが 1 点です。

先ほどの SACHICO の報告の中でちょっと気になったので、聞いてみたいのですが、警察への通報が増えているというのがありましたが、顔見知りのときは届けを本人が出したくないということがとても多いんです。それは、届けをすることで自分の今の生活を奪われてしまったり、逆に、同級

生から被害を受けた場合などは、被害者が加害者の将来を案じて、自分のことは犠牲にし、届けをしないということがとても多いと思います。高校生などはそういうのが本当に多いと思います。顔見知り届けがないということを考えると、顔見知りではない、全く見知らぬ人からの強姦という人たちが、旗揚げをした SACHICO というところにたくさん行くようになったのかどうか。その届けをした人たちの内訳がもしわかれば教えてください。顔見知りではない方が増えていることによって、警察への届けが増えたのではないかとということがわかりますでしょうか。

○平川委員 SACHICO では、顔見知りの人ではない、未知の人というところからの被害者の警察への通報が増えているというふうに聞いています。

○種部委員 ということは、顔見知りの方が届けに至るところは、SACHICO があってもハードルが高いということを示しているわけですね。

○平川委員 はい。

○種部委員 わかりました。

○辻村会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○平川委員 今のことで、ちょっと説明が足りなかったと思うのですが、カナダでもアメリカでも、SANE や性暴力対応チームが動くようになると、警察への通報率が上がってくるという実績があるといます。そのことを、SACHICO でも実績が上がるんだというふうなことをお示ししたかったわけです。

○種部委員 若い 10 代の女性の場合などは、どうしても医療機関なり何なりに行くときに、一人ではやはり行けないので、親と一緒にいくということが多いと思います。ところが、親から、あんたがそんな夜遅く出歩くから被害にあったのでしょうなどと言われると、本人は、やはり自分も悪かったんだというものすごく強い刷り込みを受け、医療機関で二次被害について説明し、被害届を出してくれるように考えを変えようとしても、なかなか変わらないというのが実際よくあります。それを考えますと、親だけではなく世間一般に対して、性暴力はどんな状況であれ重大な犯罪なんだということを啓発していかないと、加害者の方も、これぐらい許されるのではないかと甘い考えになると思いますし、自分の家族から逆に二次被害を受けてしまうようなことがあると思います。今までやってこられた経験から何か御意見はないですか。

○平川委員 SACHICO でも、私たち臨床現場にいる者も大体同じなのですが、継続相談というのがあります。1 回来談した方たちがそれでおしまいということではないのです。SACHICO では、以前は、初回に感染症の検査をして、次に結果を聞きに来てねということで予約もしたけれども、いらっしゃらなかったという方たちが多かったようです。ところが今回は、アドボケイターの役割をすることのできる相談員がいて、家族の方ともお話をすることのできる状況の中で、センターへの信頼感が生まれて継続相談が可能になったということはあるかと思います。

○種部委員 それは、医療機関だったからということですか。

○平川委員 そうです。ドクターたちがお忙しいということもあったと思いますが、今回は、ドクターは呼ばれて相談室にいらっしゃるということです。相談員がまずは抱えていくというシステムがうまく機能するようになってきているということです。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。原委員、どうぞ。

○原委員 平川委員がおっしゃるように、仕組みづくりというのがとても大切だと思います。全国的にそういうものができていくということが、当然、理想になるわけですが、それによって暗数の掘り起こしが起きるとか、性犯罪や強制わいせつを取り巻く、例えば声を出す人たちが変わってくるのではないかと思います。そういうときに二次被害がなく支援をしていきそれを中長期的に続けていかないといけないというところが出てきますが、私の理解では、急性期に関してはある程度医療機関の

担う部分が大きいと思うんですね。そこと中長期の支援になってきたときに、例えば民間であるとか、いろんな人たちの連携がないととても難しいと思います。SACHICO がつくられた背景に、ウィメンズセンターのような女性支援を長年やってきた方々がずっとかかわっていつてくれば、二次被害なく支援ができるのではないかと思います。ただ、それを全国的に見ると、非常にハードルが高いというか、そういう方々はなかなかいらっしゃらないので、それを普遍的にというか、もっと広めてつくることに主眼を置いたときに、この仕組みがもう少し具体的に、こういうふうな形が最低つくられれば仕組みができるのか、何かそういうお考えがあれば教えていただけますか。

○平川委員 仕組みをつくる前提みたいなものでしょうか。

○原委員 そうですね。

○平川委員 条件ということですね。それは、民間団体が言えるものではなくて、今までつくってきたので、それを全国的に広げてほしいという形で今回は報告をさせていただいたのですが、みんなで一緒に考えていくしかないですね。済みません、答えになっていないかもしれません。

○原委員 難しいですね。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。

○森田委員 原委員の言うことはよくわかるのですが、僕は男の医者ですからあれですが、本当にすばらしい成果を上げていらっしゃると思います。まだいろんなことが足りないにしても、これだけのニーズがあって、少しでも突破してくればこれが出てくることが実証できているという点で、本当にすばらしいと思います。実際に病院と NPO が組んでやってこういう体制をつくる上で、どういうところで苦労したとか、どういうところが壁になったか。自分は茨城ですが、茨城でそういうものをつくるとしたら、どういうふうなことから働きかけていったらいいのかなということをすると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○平川委員 一番の問題は 24 時間対応です。相談員が 24 時間でどう回していけるかということで、今、SACHICO は 30 人体制で 24 時間対応ができているということです。その地域の中で 30 人の相談員を確保するというのは、大変なことです。体力が要るということと、今、実際にはお金がないわけなので、ほとんどボランティアのような形でかかわっていらっしゃるということです。これは、ますますハードルが高くなっていくということはあるかと思います。

○森田委員 30 人というのはどういう回し方をしているのですか。

○平川委員 24 時間ですから、8 時間なり 10 時間なりのローテーションを組まないといけないわけです。

○森田委員 同時に何人ぐらいですか。

○平川委員 2 人でやっています。

○森田委員 受けたときは対応しなければいけないわけですから、医者を呼び出したり、警察に電話をしたりすることになりますね。

○平川委員 そうですね。そのときに電話がかかってきて、1 人は電話対応をしている、1 人は来談した方への対応をするという事態になっています。

○森田委員 そういうことについて医療機関や警察は、ある程度受けてくれるようになるまでには時間がかかったのかもしれませんが、その辺はどうでしょうか。

○平川委員 1 年たって、地域の中でこのセンターが知られていくというようなことがあると思います。普通は警察署に出向かないといけないんですけど、警察官の方が連絡をすれば来てもらえるという、そういう対応チームに準ずるような形になっているわけです。

○森田委員 ありがとうございます。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。根本委員。

○根本委員 先ほど、非常に歴史と経験があるセンターが大阪でやってきたという話もお聞きしたの

ですが、全国展開していくという話になると、相当難しいやり方、仕組みをつくらなくてはいけないのではないかと思います。先ほど警察庁の人が話をしたことで、「いい話じゃないですか、ワンストップサービスで」という話を申し上げたのは、そういう意味で申し上げた点があったわけです。恐らく全国的に仕組んでいこうとすると、なかなかそういう組織もないしマンパワーもないというところからスタートしなくてはいけないのかなという感じがして、そこら辺を行政がある程度音頭をとった方が早く行くのか。それともそうではなくて、十分そういう組織は各地域に核はあります、それを育てた方がいいんですよという話なのか、どちらなのでしょう。

○平川委員　できれば後者の方をお願いをしたいと思います。といいますのは、DV 被害者に対する民間シェルターというのがそのようになっているわけです。各地に民間の団体がいて、そこが実際に暴力被害者の相談に当たっていて、これは、シェルターをつくらない限りは自分たちが何もできないような無力感に陥ってしまうというふうな流れにあって、そして立ち上げていったということなのです。ただ、その場合、各自治体がお金を出してくれなかったというのが大きな問題であって、この性暴力救援センターに関しては、民間が立ち上がっていけば、お金を自治体から出るような形にしていただけるとありがたいと思います。

○根本委員　もう一つは、非常にデリケートな問題を扱うものですから、守秘義務の問題であるとか、そういう問題についての安心感というのを民間の組織が持てるものなのかどうかという点が議論になったことはないのでしょうか。大阪の組織はそれだけ長い歴史があったからでしょうが、そういうものが各地域にありますという話になっても、それを信頼できるまでの形の経験と歴史を積んでいるのかどうかという話がないと、難しい点があるのかなという感じがしています。そこは室長さんの出番になるのかもしれないけれども、守秘義務をかけるような法律システムをつくりながら、その上で補助金を出していくというようなシステムをつくって民間にやらせていくというような形をつくっていかないと、ちょっと難しい話があるのかなと。

私どもも実は DV のシェルターを持っているのですが、市が公設で持っているんです。そのかわりそれを NPO 法人をお願いしているのですが、やはりその点が議論になることがあるんですね。「あの人たちに任せておいて本当にいいの？」という言い方をされるときがあるんです。実態としては、「すばらしい活動をしていただいているので」という言い方をするのですが、そういうことを、ためにする議論みたいに言われる場合もないわけではない。その辺を、何か仕組みとして枠組みに入れた方がいいのかなと思いつつも、そうすると、そういう形で縛られるのでは余りよくないよという話になるのか。そこがよくわからないのですけれども、最低でも守秘義務をかけられるような何かの仕組みをつくらないと、相談に行きづらいのではないかと思います。

○辻村会長　そうですね。非常に重要な論点ですけども、何か御意見はございますか。

○平川委員　それは考えていなかったです。

○辻村会長　実は、次回も同じように性暴力の被害者支援の問題を扱いますので、そのときにもまたお話を続けていきたいと思います。組織化、あるいは補助金をつけるとなると、いろいろな条件が・・・。

どうでしょうか。

○種部委員　私も、ウィメンズセンター大阪の活動をずっと長く見てきたんですけども、なぜここが信頼されたかという、いろいろ女性センターがあったけれども、そこに行かずにウィメンズセンター大阪に行ったということが、民間だからどうということではないという証拠だと思うのです。それで長く積んでこられた実績で、今、信頼感を得てやっているということですが、私は、平川先生がおっしゃったように、あちこちにそういうグループはあると思うんです。全くない県もあると思いますけれども。今の犯罪被害者支援の、交通事故で家族が亡くなった方とか、トップダウンでつくるとどうしてもそういう形になり、ジェンダーの視点があるかどうかを問わず、臨床心理士と誰かを連携

させみたいになってしまうと思うんです。それでは質の担保ができないと思うので、民間で育っている質の高いものを育てる。そしてその事例を学んで、各地にポツポツとそういう方がいらっしやると思いますけれども、その人を育てる方が先のような気がします。

○辻村会長 非常に興味深く、かつ重要な論点に来ておりますけれども、時間が来てしまいましたので、この問題はまた次回に引き継いで議論していただきたいと思います。さっき警察庁の方がいらっしやいましたけれども、例えば御相談の中で、セカンドレイプのような実例があったのかとか、そういったことが警察への相談をためらわせているのかとか、そういったことなども関心がありますので、また、議論を続けていきたいと思いますが、本日は時間がまいりましたので、ここで御報告についての質疑は打ち切りたいと思います。御了承いただきたいと思います。

それでは、最後に残りました議題ですけれども、議事録の公開について、資料3にございますが、前回、57回の会合の議事録を早期にまとめていただきました。これを内閣府のホームページに公表することについて御決定をいただきたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○辻村会長 ありがとうございます。それでは、速やかに公開していただくことにいたします。

本日は、これで議事は終了いたしましたけれども、次回以降について、事務局から、場所、内容について御紹介をお願いいたします。

○原暴力対策推進室長 次回は、10月31日10時から12時、場所は今回と同じく、この会議室での開催を予定しております。

武蔵野大学の小西先生から、「精神科医療における性暴力被害者支援」、また、横浜市の男女共同参画センターと中野区の犯罪被害者支援の担当から、それぞれの取組についてヒアリングを行いたいと考えております。

本日、お手元に、今年度の「女性に対する暴力をなくす運動」のチラシを置かせていただいております。11月12日～25日、今年度におきましても、女性に対する暴力をなくす運動を行う予定であります。委員の先生方の中で、配付するような機会がございましたら、必要部数を送らせていただきますので、御連絡いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。10月は2回の開催になっております。また、11月も2回ほど開催することが予定されております。11月、12月にかけて、先ほどから出ておりますような、強姦罪見直しに係る論点整理、諸外国の検討とか、そういったことに議論を進めていく予定でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。